平成29年度包括外部監査の結果に対する措置状況

テーマ「情報システムに関する事務の執行について」

<u>ナーマリ目:</u>		<u> 11~ 男 9 る</u>	事務の執行に	ついて」		
番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見①	P10	意見	情報政策課	【情報システムセキュリティ管理について】 県の「情報セキュリティ管理者」や、「システム管理者及びシステム 開発者」向けなどの実施手順書は、(総務省から公表され、多くの 地方自治体が参照している)「地方公共団体における情報セキュリ ティに関するガイドライン」における情報セキュリティ対策基準の例 示より厳格かつ詳細な安全管理対策を求める内容となっている が、最後の改正から5年以上が経っている。近年のICTを取り巻く 外部環境の変化や法制度の改正等を踏まえ、実施手順書を必要 に応じて見直されたい。	(平成30年7月公表時の方針) 実施手順書について、必要に応じて見直していく。	措置済み
29指摘①	P19	指摘	情報政策課		(平成30年7月公表時の方針) 情報セキュリティポリシーに基づき、共有ID利用時の適切な運用 や不要IDの棚卸を実施するなど、適切なID管理を徹底する。	措置済み
29意見②	P19	意見	情報政策課		(平成30年7月公表時の方針) 情報セキュリティポリシーに基づき、パスワード設定等の適切なユーザ認証の実施を徹底する。	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29指摘②	P20	指摘	情報政策課	【調査票に基づく調査の結果】 ③アクセス記録の保管について 県においては技術的対策として、外部からの不正アクセスについてはサイバー攻撃対策を講じている。 しかし、調査票の回答結果によると、半数近くのシステムでアクセス記録を保存していないとのことであった。 アクセス記録が保存されていない場合、不正なアクセスがあっても長期間にわたり気づくことができず、被害が拡大するリスクがある。また、後日検証もできないため不正アクセスを助長することにもなりかねない。これら不正アクセスや情報漏えい等のリスクを軽減するためにもアクセス記録を保存する必要がある。	(平成30年7月公表時の方針) 標知セセーリティポリン・アドベキ 焼に舌囲か棒和姿変を切らい	措置済み
29指摘③	P20	指摘	情報政策課	【調査票に基づく調査の結果】 ④ システム変更管理 について 調査票の回答結果によると、大半のシステムでは、プログラム変 更のルールは無いとのことであった。 情報システムの変更管理は非常に重要な活動である。例えば、 職員からの電話1本でIT事業者のシステム・エンジニア(SE)がシステムを変更しているような場合、その変更の記録は何も残らず、またその変更の影響によって障害が発生した場合、その原因追究は非常に困難なものになる恐れがある。 情報システムの運用保守においては、一定「情報システム調達ガイドライン」において定められているが、以下のようなポイントを踏まえ、より詳細な変更管理手順を整備・運用すべきである。・変更管理手順が定められ、それに則り運用されていること・変更管理手順において適切に職務分掌がなされていること・変更が事前に計画され、その内容が承認されていること・変更の内容がテストされており、その結果が承認されていること等	(平成30年7月公表時の方針) 標準的な変更管理手順をガイドライン等に示し、運用する。	措置済み
29意見③	P21	意見	人事課	【人事管理システム】 県の公文書管理規程に基づいて各所管部署で作成される「公文書分類表」により、情報システムの仕様書や設計書などは5年で廃棄されている。当システムについても平成13年9月導入のため、開発時の文書は仕様書等も含め全て廃棄されていた。しかし、システム開発時の文書は今後のシステム改修・更新・運用保守時において有用な情報となるため、文書保存期間を過ぎたとしても保存しておくことが望ましい。	「改訂調達ガイドライン」という。)に従い、システム改修・更新・運用保守時に有用な文書については、必要に応じ保存していくこととした。	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見④	P21	意見	人事課	【人事管理システム】 当システムは毎年度、約150万円の保守契約を締結しているが、 当該保守契約に係る見積書には一式として金額が記載されている のみであり、工数×単価に関する情報が記載されていなかった。 当該見積書を根拠として予算や予定価格が検討されることから、積 算根拠が明記された(工数×単価に関する情報が記載された)見 積書を入手することが望ましい。	(亚成30年7日公耒時の方針)	措置済み
29意見⑤	P21	意見	人事課	【人事管理システム】 前述の保守契約については人事課で工数見積もりを実施しており、予算内示書において単価と工数が記載されている。しかし一方で、業者から提出される完了報告書には実績工数の記載がなく、人事課の見積もり工数との予実分析が困難な状況となっている。人事課が見積もった工数に対してどの程度実績工数がかかったのかを把握するために、業者に対して保守作業完了時に実績工数の報告を求め、予実分析により工数見積りの妥当性を検討し、次回の価格設定に活かしていくことが望ましい。	た。 (平成30年7月公表時の方針) 次回報告時から、実績工数の報告を求める。	措置済み
29意見⑥	P22	意見	人事課	【人事管理システム】 当システム用のUSBメモリを利用する際はウイルスチェックをかけていないとのことであるが、ウイルス感染の脅威からデータを保護する観点から、USBメモリ使用時にはウイルスチェックを実施することが望ましい。		措置済み
29意見⑦	P22	意見	人事課	【人事管理システム】 当システムのバックアップは月に1度実施されるが、バックアップ データは外付けハードディスクにて保管されている。当該ハード ディスクは当システムをインストールしたPCの側の施錠されていない棚に置かれている。また、ハードディスクへのアクセスにパスワードは設定されておらず、誰でも持ち出して、PC端末につないで情報を出し入れできる状況にある。 当システムには職員の個人情報に関する重要性の高いデータが保存されていることから、特に、媒体の盗難や災害に伴うデータの滅失などの脅威への対処として、ハードディスク保管場所の施錠、ハードディスクへのパスワード設定、バックアップデータの副本化、必要に応じた保管場所の分散(庁舎内・庁舎外)等を検討し、バックアップデータについて厳重な管理を行うことが望ましい。	い、より厳重な管理を行うこととした。 (平成30年7月公表時の方針) バックアップデータについて、副本化や保管場所の分散等を検討し、より厳重な管理を行う。	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29指摘④	P22	指摘	人事課	【人事管理システム】 当システムの利用にあたってはパスワードが設定されているが、パスワード更新に関する方針が設けられていない。また、パスワードの変更実績もない。 職員異動が定期的に行われる環境下において、パスワード変更が実施されていない現状では、継続して使用されているパスワードが複数の職員の間で共有されることになり、システム管理者の管理が及ばないところでの情報漏えい等のリスクが回避困難なため、パスワード更新に関する方針を定め、定期的なパスワード変更を実施すべきである。	徹底した。 (平成30年7月公表時の方針) 情報セキュリティポリシーに基づき、定期的にパスワードを変更する。	措置済み
29指摘⑤	P22	指摘		【人事管理システム】 当システムは、ログによるアクセスチェックを行っていない。不正 アクセスや情報漏えい等のリスクを伴う情報セキュリティ事故が発 生した場合の原因追究等においてログの保存及び分析は非常に 重要であるため、当システムにおいては、システム管理者がアクセ スチェック等の分析を実施すべきである。		措置済み
29意見⑧	P23	意見	人事課職員厚生室	修と新システムを導入した場合の運用上や操作性の問題に関する 比較やフストル較を行っていたが、改修後の効果検証は行ってい	追加機能が引き続き適切に機能していることを確認した。今後も継続的に評価を行っていく。 (平成30年7月公表時の方針)	措置済み
29意見⑨	P23	意見	人事課職員厚生室	【職員健康管理システム】 当システムへの県職員の健康状態等の情報の入力は、入力及び閲覧権限を持つ職員(医師及び保健師等)に限定されているが、過重労働に関する一部の情報は手入力されおり、第3者による入力内容の確認が行われず、現状は入力の権限がある者によるセルフチェックの実施のみに留まっている。 当システムには県職員の健康状態等に関する重要な情報が登録されているため、入力情報の正確性を十分に担保する必要がある。よって、上席者によるダブルチェック体制を整備する等の対応を実施することが望まれる。	(平成30年7月公表時の方針) 上席者によるダブルチェックを行う体制を整備する。	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見⑪	P24	意見	情報政策課	【シンクライアントシステム】 当システム第2期においてはA社が元請でB社が下請であったが、第3期の見積もりを両社からのみ入手しており、実質的には1社からの見積もり徴求と同じ状況となっていることから、上記2社以外からも見積書を入手することが望ましい。また、A社及びB社から入手した見積書は、当システムの保守に関する予定工数が明確となっていない。また、賃借料と保守費用とが分かれていない。当該保守に係る作業工数を検証するために、賃借料と保守費用が区分された見積書を入手することが望ましい。	明記された見積書を入手することとした。 なお、現行システムに関しては、平成30年11月に現運用保守事業者以外の者からも工数×単価等の見積書を入手している。 (平成30年7月公表時の方針)	措置済み
29意見⑪	P25	意見			アント(SBC方式)に比べ、シンクライアント(VDI方式)はより安定的な稼働が見込めるものの構築費が高額になること、また、ファットクライアントでは情報セキュリティの確保に課題があるとの結論を得、	措置済み
29意見⑫	P25	意見		【シンクライアントシステム】 予算設定に利用した見積書について、構築と保守に区分されているだけで、内訳がなく、また積み上げの算定根拠も示されていない。見積書は予算や予定価格の検討に用いられることから、積算根拠が明記(工数×単価に関する情報が記載)されたものを入手し、実績報告との比較が可能なようにしておくことが望ましい。	明記された見積書を入手することとした。 なお、現行システムに関しては、平成30年11月に現運用保守事	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見⑬	P26	意見	情報政策課		(平成30年7月公表時の方針) 工数×単価等による積み上げ計算により予定価格を質定すると	措置済み
29意見⑭	P26	意見	情報政策課	【シンクライアントシステム】 当システムの保守に関する予定価格の算定については、購入機器ごとに行われており、仕様書に記載されている作業項目ごとに行ったものではなかった。前述の意見同様、コスト削減の観点から、保守に関する予定価格の算定についても作業項目ごとの工数×単価による積み上げ計算により算定することが望ましい。	よる積み上げ計算により予定価格を算定することとした。	措置済み
29意見⑮	P26	意見	情報政策課	【シンクライアントシステム】 当システムには重要性の高いデータが保存されていることから、 バックアップデータについては厳重な管理が求められる。現状、和 歌山県においては現時点でのリスクを考慮した対応を行っている が、技術的動向を踏まえて、今後より厳重な管理方法を調査・検討 していくことが望ましい。	が、重要性の高い情報資産であることから、引き続き、技術的動向 を踏まえつつ、厳重な管理方法を調査・検討していくこととした。	措置済み
29意見⑮	P29	意見	情報政策課	【県立情報交流センター情報システム】 予算設定のために、必要なシステム構築及び保守に係る見積書を複数の事業者から入手しているが、見積書は構築と保守に区分された金額が提示されているだけで、内訳がなく、積み上げの算定根拠も示されていない。 また、契約により保守事業者の職員1名が情報交流センターに常駐することになっており、毎月の作業実施報告書を受けることになっているが、当該報告には保守事業者が実際に行った工数については明らかにされていない。 見積書は予算や予定価格の検討に用いられることから、積算根拠が明記(工数×単価に関する情報が記載)されたものを入手し、実績報告との比較が可能なようにしておくことが望ましい。	算根拠による見積書を入手することとした。 (平成30年7月公表時の方針) 次回契約時から、工数×単価等による積算根拠が明記された見 積書を入手する。	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見①	P30	意見	情報政策課	ムの構築費用及び保守費用も情報政策課が負担している。 しかしながら、セキュリティポリシーの遵守に関しては、それぞれの 所属長が責任を負うということから、情報政策課では教育委員会の 情報セキュリティ対応に関して権限を有していない状況にある。 学びの丘で教育委員会事務局が使用しているPCについては、 県の他の部局で使用している行政PCと異なり、USBメモリを利用 できるとのことであるが、他の部局の行政PCはUSBメモリの利用 が原則としてできないように設定されている。そのため、教育委員 会においても、情報セキュリティの観点から他の部局と同様のセ キュリティ対応を行うべきである。 情報政策課所管の情報交流センターと教育委員会が所管する 学びの丘が同一施設に入居していること、さらに情報機器の調達・ 運用に係るコストを情報セキュリティに精通した情報政策課が負担 していることからも、学びの丘の教育委員会事務局職員の利用する職員の情報セキュリティはの強化及び透明性を図ることを検討されたい。	に基づき、原則USBメモリが使用できないよう情報システムの設定を変更した。また、情報システム運用保守業者を通じて、学びの丘の情報セキュリティについても情報政策課がモニタリングできる体制を整えた。 (平成30年7月公表時の方針) 教育委員会の依頼に基づき、学びの丘で使用しているPCについても、原則USBメモリが利用できない設定にするなど、他の部局と同様のセキュリティ対応を行う。また、必要に応じて情報政策課がモニタリングできる仕組みを構築する。	措置済み
29意見⑱	P31	意見	福祉保健総務課	【生活保護システム】 当システム導入に係る見積書を1社からしか入手しておらず、1社 入札となっている。また、当該見積書は工数別の内訳の記載がな いものであった。コスト削減の観点から、1社入札では健全な価格 競争原理が働かないため、複数の業者から見積書を入手すること が望ましい。	向けて、複数の業者から工数別の内訳のある見積書を入手することとした。	措置済み
29意見⑪	P31	意見	福祉保健総務課	【生活保護システム】 当システムは5年間の保守契約を結んでいるが、当該保守契約 に係る見積書に詳細な作業工数が記載されていない。保守コスト 削減の観点から、業者から見積書を徴求する場合は工数及び単 価に関する情報を記載することを求めることが望ましい。	明記された見積書を入手することとした。	措置済み
29意見②	P31	意見	福祉保健総務課	【生活保護システム】 当システムには重要性の高いデータが保存されていることから、 バックアップデータについては厳重な管理が求められる。そのため、 バックアップデータについて保管場所の分散等のリスク対策を 検討し、より厳重な管理を行うことが望ましい。	が、重要性の高い情報資産であることから、引き続き、費用対効果	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見②	P32	意見	福祉保健総務課	【生活保護システム】 当システムは特定個人情報(マイナンバーを内容に含む個人情報)を保有している。これら特定個人情報の取り扱いについては従来の個人情報より厳重な安全管理措置が求められている。しかし、当システムにおいては、(同様に特定個人情報を保有している)後述の「4.8県税運営システム」のような特定個人情報保護評価は実施されていない。これは当システムが、対象人数の少なさ等の理由から特定個人情報保護評価の対象外に該当したためと推察される。ただし、対象人数の多少にかかわらず、特定個人情報の取り扱いについては従来の個人情報より厳重な安全管理措置が求められていることに変わりは無く、「4.8県税運営システム」のような特定個人情報保護評価(全項目評価)を実施していない当システムの安全管理措置が徹底されないリスクは「4.8県税運営システム」より高いと言える。県においては、特定個人情報の適正な取り扱いに関する点検の監査等を定期的に実施する仕組みが導入されているとのことであったが、例えば、現状の委託契約は、従来の個人情報の取り扱いに関する点特記事項(旧版)の締結に留まっており、県が平成28年3月に改正した特定個人情報の取り扱いに関する内情報の取り扱いに関する内情報の取り扱いに関する内情報の取り扱いに関する内情報の取り扱いに関する内情報の取り扱いに関する内情報の取り扱いに関する内情報の取り扱いに関する内情報の取り扱いに関する内情報の取り扱いに関する内情報の取り扱いに関する内情報の取り扱いに関する点検が十分に行われていなかった。	約を締結した。 (平成30年7月公表時の方針) 次回契約時から、個人情報取扱特記事項(新版)により契約を締結する。	措置済み
29指摘⑥	P32	指摘	福祉保健総務課	【生活保護システム】 当システムの事前協議において費用対効果の検証を実施していない。システム導入を検討する事前協議においては、システムに求める機能の分析等だけでなく、導入における費用対効果の検証も求められており、費用対効果の検証をすべきであった。	ととした。	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29指摘⑦	P32	指摘	福祉保健総務課	原因を確認したが、詳細な原因が不明なものが見られた。 当システムのデータの重要性を鑑みると、システムダウンの原因を詳細に分	(平成30年7月公表) 過去に発生したシステムダウンに関しては、十分な内容のログファイルが保存されておらず詳細な原因を分析することができなかった。これを受け、詳細な分析が可能となるようログファイルの内容を改善するとともに、システムダウン時には原因を詳細に分析するよう、作業確認書の記載を見直し、システムダウンの原因の詳細分析を基とする再発防止策を講じ得る仕組みを構築した。	措置済み
29意見②	P33	意見	陪 宝福补钾	なかった。当該見積書を根拠として予算や予定価格が検討されることから、積算根拠が明記された(工数×単価に関する情報が記載された)見積書を入手することが望ましい。	数×単価等による積算根拠が明記された保守契約見積書を入手した。	措置済み
29意見②	P33	意見		【身体障害者手帳等交付管理システム】 上記保守契約については、業者からの作業実績報告では3時間 程度の保守工数しかかかっていないにも関わらず、期中の保守コ ストとして60万円が支払われている。予実分析を実施し、今後の価 格設定の妥当性確保につなげていく必要がある。	実分析を行い、保守費用は実際の作業時間に照らして妥当である	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見②	P33	意見	障害福祉課	【身体障害者手帳等交付管理システム】 当システムについては、常時アクセス記録を取っており、不正アクセス等のエラーが発生した場合はログを解析して原因追求できるような態勢となっているが、アクセス記録の定期的な確認までは行っていない。 当システム内の情報には特定個人情報が含まれており、特定個人情報については、個人情報保護委員会が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」においてアクセス状況の定期的な確認の実施が望まれている。 そのため、本システムにおいても定期的なアクセス記録の確認を実施することが望ましい。	認を徹底した。 (平成30年7月公表時の方針) 定期的なアクセス記録の確認を実施する。	措置済み
29指摘⑧	P34	指摘	障害福祉課	【身体障害者手帳等交付管理システム】 当システムについては、複数の職員で共通のID及びパスワード を使用しているが、パスワードの変更実績がない。職員異動が定 期的に行われる環境下において、パスワード変更が実施されてい ない現状では、継続して使用されているパスワードが複数の職員 の間で共有されることになり、システム管理者の管理が及ばないと ころでの情報漏えい等のリスクが回避困難なため、パスワード更新 に関する方針を定め、定期的なパスワード変更を実施すべきであ る。	徹底した。 (平成30年7月公表時の方針) 情報セキュリティポリシーに基づき、定期的にパスワードを変更する	措置済み
29意見您	P35	意見	財政課	【新地方公会計システム】 当システム導入の検討時において業者から入手した見積書では 構築作業費が作業ごとに「一式300万円」「一式400万円」となって おり、積算根拠の妥当性が検証できない状況であった。当該見積 書を根拠として予算額や予定価格が検討されることから、積算根拠 が明記された(工数×単価に関する情報が記載された)見積書を 入手することが望ましい。	明記された見積書を入手することとした。	措置済み
29意見鄧	P35	意見	財政課	【新地方公会計システム】 当システムの保守契約に関して、事前協議段階で2社以上から 見積書を入手していることはチェックされているが、予算策定の根 拠として採用された見積書には業務工数に関する部分が「ハード 維持管理作業一式1月50,000円」等と記載されているのみであり、 工数×単価に関する情報が記載されていなかった。また、当該見 積書では賃借料と保守費用も分けられていなかった。積算根拠が 明記(工数×単価に関する情報が記載)され、賃借料と保守費用と が区分された見積書を入手し、実績報告と比較できるようにしてお くことが望ましい。	明記された見積書を入手することとした。 (平成30年7月公表時の方針) 次回契約時から、工数×単価等による積算根拠が明記された見 積書を入手する。	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見⑦	P36	意見	税務課	【県税運営システム】 県の公文書管理規程に基づいて各所管部署で作成される「公文 書分類表」により、情報システムの仕様書や設計書などは5年で廃 棄されている。当システムについても平成3年4月導入のため、開 発時の文書の一部が廃棄されていた。しかし、システム開発時の 文書は今後のシステム改修・更新・運用保守時において有用な情 報となるため、文書保存期間を過ぎたとしても保存しておくことが望 ましい。	有用な文書については、必要に応じて保存することとした。 (平成30年7月公表時の方針)	措置済み
29意見28	P36	意見	税務課	【県税運営システム】 当システムは特定個人情報(マイナンバーを内容に含む個人情報)を保有している。これら特定個人情報の取り扱いについては従来の個人情報より厳重な安全管理措置が求められており、当システムにおいては特定個人情報保護評価(全項目評価)を実施することにより、安全管理措置の強化を図っている。しかし、特定個人情報保護評価はあくまでも自己リスク評価であるため、その宣言内容に反したところで罰則等はとくになく、その実効性が担保しづらい面もある。 県においては、特定個人情報の適正な取り扱いに関する点検や監査等を定期的に実施する仕組みが導入されているとのことであったが、例えば、実状の委託契約は、従来の個人情報の取り扱いに関する特記事項(旧版)の締結に留まっている。当システムの委託契約は、契約書本体の条項と特記事項(旧版)とを合めせると、個人情報保護委員会が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」の求めている内容を満たしているものの、今後は、県が平成28年3月に改正した特定個人情報の取り扱いに関する内容も含めた特記事項(新版)での契約締結が望ましい。現状においては、特定個人情報の取り扱いに関する内容の点検が十分行われていなかった。		措置済み
29意見瓊	P38	意見	教育庁総務課	【校務支援システム】 当システムの開発・保守に係る見積書、平成26年度に実施した 当システムの改修に係る見積書のいずれにおいても、作業工数の 記載がなく、積算根拠の妥当性が検証できない状況であった。当 該見積書を根拠として予算額や予定価格が検討されることから、積 算根拠が明記(工数×単価に関する情報が記載)された見積書を 入手することが望ましい。	等による積算根拠が明記された見積書を入手することとした。 (②成30年7月公表時の方針)	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見鄧	P38	意見	教育庁総務課	【校務支援システム】 当システムについては、教員が調達したUSBメモリの使用が可能となっている。使用にあたってはUSBメモリの中身を空にするよう呼びかけているが、確認手続は行っていない。なお、USBメモリは当システム端末PCに接続することが可能であり、データをPCから出力する際には管理簿に記入し、校長の承認を得るという手続を取っている。しかし、USBメモリのスキャン確認が行われていない状態では、情報漏えいリスクを十分に低減できていないため、USBメモリの中身を確認し、その結果を記録するなどの手続を追加で実施することが望ましい。	続について、使用後において、中身が空であることの確認やその結果を記録する手続を定めた。 (平成30年7月公表時の方針)	措置済み
29意見③	P39	意見	教育庁総務課	【校務支援システム】 学校では行事等の関係で動画や写真のデータが多く、それらの データの管理・移動に外付けハードディスクを使用する場合がある が、当該外付けハードディスクについてアクセス管理等を行ってい ない。外付けハードディスクもUSBメモリ同様、容易にデータを持 ち運びでき、情報漏えいリスクがあることから、使用においては適切 な管理体制を構築することが望ましい。	用に係る手続について、使用後において中身が空であることの確認やその結果を記録する手続を定めた。	措置済み
29意見②	P39	意見	教育庁総務課	る。 申請を許可する際には、事前に性能等を確認するとともに、県が 提供するウイルス対策ソフトをインストールすることを義務付けてい るが、現状はこれらのチェックまでは行っていない。そのため、学校 が実際にウイルス対策ソフトをインストールしているか等について 確認する休制を整備することが望ましい	末以外のPCの使用申請を許可する際には、県が提供するウイルス対策ソフトをインストールしているか等を確認した上で許可する手続を定めた。 (平成30年7月公表時の方針)	措置済み
29意見③	P40	意見	教育庁学校人事課	【人事管理電算処理システム】 教育委員会における当システムについては、本庁のシステムにつながないため、事前協議・事後評価等を行っていない。仕様の相談などは適宜情報政策課と行っているとのことであるが、他のシステムと同様に事前協議・事後評価等に関するルールを定めて運用することが望ましい。	山県教育委員会情報処理規程」を策定し、運用を開始した。	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見鄧	P40	意見		【人事管理電算処理システム】 当システムのバックアップは業者が実施しているが、仕様書に記載がないため、バックアップデータが滅失した場合や情報漏えいがあった場合などトラブル発生時の責任の所在が不明となる恐れがある。バックアップについては所管課の職員で実施するか、バックアップ作業も含めた適切な保守契約を締結することが望ましい。	施を徹底した。次回契約からは、バックアップ作業も含めた保守契 約を締結することとした。	措置済み
29意見③	P40	意見		人事給与システム専用端末へデータを移行するときに使用している(職員の行政PCへのデータ移行は、USBメモリでは原則できない仕組みとなっている。)が、当該USBメモリについて使用記録はつけておらず、管理簿もない状況である。情報漏えい防止の観点から、USBメモリについて管理簿の整備やUSBメモリの中身の消去確認を含め、受払管理及び保管方法のルールを定め、適切にセキュリティ管理をする必要がある。	(平成30年7月公表時の方針) 適切なセキュリティ管理に向け、USBメモリの受払管理や保管方	措置済み
29意見얣	P41	意見		【人事管理電算処理システム】 当システムのIDは共有のものを利用しており、ログの取得も行っていない。不正アクセスや情報漏えい等のリスクを伴う情報セキュリティ事故が発生した場合の原因追究等においてログの保存及び分析は非常に重要であるため、当システムにおいては、システム管理者が適切な期間ログを保管し、アクセスチェック等の分析を実施することが望ましい。		措置済み
29意見③	P42	意見	道路保全課	【道路情報管理システム】 当システムについては保守契約が締結されておらず、何か不具合が発生した場合はその都度問い合わせを行い業者に対応してもらっている。 現状のように保守契約を締結していない場合、システムトラブルが発生した際の責任の所在が曖昧になり、システムの円滑な運用を阻害する恐れがある。そのため、保守契約を締結し、業者との責任の所在を明確にしておくことが望ましい。	(平成30年7月公表時の方針) 平成30年度中に 保守契約を締結する	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見38	P42	意見	道路保全課	【道路情報管理システム】 当システムのバックアップは業者が実施しているが、前述のとおり 保守契約を締結していないため、情報が外部に流出したり、不正 利用されたりするリスクが大きくなる。 情報漏えいリスクを低減する観点から、バックアップについては所 管課の職員で実施するか、バックアップ作業も含めた適切な保守 契約を締結することが望ましい。	た。 (平成30年7月公妻時の方針)	措置済み
29意見③	P42	意見	道路保全課	【道路情報管理システム】 当システム受入時の県側のテストが未実施であった。和歌山県情報システム調達ガイドラインでは、システムの各テストにおける県側の関与度合いについて下記のとおり示されており、要求に見合った機能が適切に運用できるか等の検証を県側で実施すべきであった。	施することとした。	措置済み
29指摘⑨	P43	指摘	道路保全課	【道路情報管理システム】 当システム導入に係る事前協議において5社から見積書を入手 しているものの、当システムの事前協議において費用対効果の検 証を実施していない。システム導入を検討する事前協議において は、システムに求める機能の分析等だけでなく、導入における費用 対効果の検証も求められており、費用対効果の検証をすべきで あった。	において費用対効果の検証を行うこととした。	措置済み
29指摘⑩	P43	指摘	道路保全課	【道路情報管理システム】 当システムでは、出先(事務所)ごとにIDとパスワードを付与して いるが、パスワードの定期的な変更は行っていないため、セキュリ ティ上、定期的にパスワードを変更する必要がある。	(平成31年3月公表) 情報セキュリティポリシー等に従い、定期的なパスワードの変更を 徹底した。 (平成30年7月公表時の方針) 情報セキュリティポリシーに基づき、定期的にパスワードを変更す る。	措置済み
29意見⑩	P44	意見	会計課	【財務会計システム】 当システムについて業者から入手した見積書に作業工数や単価 に関する記載がなかったため、工数・単価に関する情報が記載さ れた見積書を入手することが望ましい。	2	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見④	P45	意見	情和政政政策革課課課	信技術)活用が、県の行政改革上の戦略や政策の実現にさらに貢献するためには、行政改革の視点をより多く取り入れたICT施策の策定・実行が求められるところである。県ICTが全庁レベルの目標の達成に貢献するためには、組織のより幅広い戦略や政策の計画に整合した短期的及び中長期的な施策の策定・実行が行われる必要がある。近年、ICTを活用した県民サービスや業務手続きの簡素化・簡便化の推進や各種情報システムの高度化によるサービス充実化が求められている。また今後は、県の働き方改革の推進においても、テレワークやAI・RPAの活用含め、ICT活用がより重要になってくる。しかしその一方、県のICT運営には以下のような現状が見られた。 ・ 行政経営とICT施策の連携に課題がある。・ 全庁的な課題に対して統制を取る組織機能とICTを活用した有効な検討の対応に課題がある。	また、ICTの行政施策への有効活用を図るために必要な施策の 推進に関し、情報政策課、行政改革課、財政課等の関連部局が 共同して全庁横断的に審議する業務・システム最適化推進委員会 を年1回以上定期的に開催することとした。 さらに、情報セキュリティ対策については、各所属の情報セキュリティ実務担当者に対する情報セキュリティ研修や所属内点検の実施に加え、所属内点検の結果を踏まえた情報セキュリティ監査を 毎年度実施することとした。 (平成30年7月公表時の方針) ICTの活用については、情報政策課、財政課及び行政改革課が、業務効率化及び行政サービス向上等の観点から審査・提案するしくみを構築する。また、情報セキュリティ対策については、今後も引き続き、毎年度、各所属の情報セキュリティ実務担当者に対する情報セキュリティ研修を行うとともに、所属内点検を実施する。また、所属内点検の結果を踏まえ、情報セキュリティ監査を毎年度実施する。	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見⑫	P46	意見	情報政策課	【ICT運営について】 中期計画について 県において和歌山県長期総合計画が策定されており、「長期総合計画の実現」と「将来にわたる持続可能な行財政運営の確保」を両立するために、今後5年間(平成29年度~平成33年度)の行財政運営の方向性を定めた「中期行財政経営プラン」において、長期総合計画に掲げた将来像を実現するため、計画に掲げた日標の達成度を注視しながら、毎年度、知事をトップにした新政策会創出ている。この新政策プロセスに則り、各部局において具体的計画をデラットフォームにした「新政策プロセスに則り、各部局において具体的計画を策定し実行している。 和歌山県長期総合計画には様々な目標や施策が掲げられているが、それらを実現するためにICTがどのように貢献すべきか、という点が不明瞭である。例えば、情報政策課による中長期的な施策の一つである「超高速ブロードバンドや新たな通信技術・サービスの導入の促進」は具体的に、どのような目的で、誰が、何を、どのように、どのようなスケジュールで実施されるかが不明瞭である。県が積極的に関与し、進芽管理ができる施策を新政策プロセス等で具体化していくことが望ましい。 「ICT活用がより重要になってくる。情報政策課だけで新政策が完結しないよう、行政改革の視点をより多く取り入れた上で、行政経営や事業の改善に資する「超高速ブロードバンドや新たな通信技術・サービスの導入の促進」が計画され、また、ICTを取り巻く急激な環境変化にも十分に対応できるよう柔軟に見直しを行うことができる仕組みが必要である。	(平成30年7月公表時の方針) 「超高速ブロードバンドや新たな通信技術・サービスの導入の促進」については、県内市町村へのベストプラクティス(成功事例)の情報提供など、県が積極的に関与し、新政策プロセス等で具体化していく。	措置済み
29意見④	P47	意見	情報政策課 行政改革課 財政課		(平成30年7月公表時の方針) 情報政策課、財政課及び行政改革課が、業務効率化及び行政 サービス向上等の観点から審査・提案する仕組みを構築する。	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見⑭	P47	意見		シンクライアントに接続されていないシステムやサーバについて も、事前協議の中で情報政策課が審査し、納入時の検収や導入 後の運営維持管理は各課が責任をもって対応すべきとされてい	セキュリティ事故を未然に防ぐ観点からのサーバ等の管理状況 チェックリストを作成し、庁内の情報セキュリティ監査において確認・指導した。 (平成30年7月公表時の方針) 必要に応じ、システムの導入支援やサーバの管理状況のチェック等を広く実施していく。	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見⑮	P48	意見	情和政政策革課課課	投資やPCやプリンタなどのシステム機器の購入案件に対して、ネットワークやセキュリティの技術的な観点から問題がないかを一元的に審査している。しかし、各課の情報システムに関する投資の調査の結果、効率性の観点からの審査が不十分であると考えられるため、費用対効果などの観点からの審査を強化すべきである。 ・情報政策課は、既存システムの保守運用に関して、工数×単価の観点でのコストの妥当性の検証はあまり実施しておらず、また財	精査することとした。 さらに、システム導入・改修を実施する際に、ICTの視点から情報政策課が、行政改革の視点から行政改革課が、財政的な面から財政課が共同して審査・提案することにより、行政経営とICT施策の連携を図る仕組みを整備した。 また、ICTの行政施策への有効活用を図るために必要な施策の推進に関し、情報政策課、行政改革課、財政課等の関連部局が共同して全庁横断的に審議する業務・システム最適化推進委員会を年1回以上定期的に開催することとした。 (平成30年7月公表時の方針) 情報システムの調達・保守については、作業項目ごとに積算根拠が明記(工数×単価等に関する情報が記載)された見積書を求めて、事前協議を実施するようにする。 また、情報政策課、財政課及び行政改革課が、業務効率化及び行政サービス向上等の観点から審査・提案する仕組みを構築する。	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見46	P48	意見		【情報システムの調達・保守について】 システム導入の事後評価について 情報システム調達ガイドラインにおいては、システムを導入した年度末に、事後報告(事後評価)を実施することになっているが、実施されていないものがある。効果的・効率的なシステムが導入されたかどうかの検証のために、事後報告はルールに従い実施する必要がある。また、導入年度以降に保守コストも生じることから、評価については導入年度のみではなく、継続して定期的に実施する必要がある。	(平成30年7月公表時の方針) 情報システム調達ガイドラインに基づくシステム導入後の事後報	措置済み
29意見④	P49	意見	情報政策課	【情報システムの調達・保守について】 システム受領の検収について 検収は各システム所管課で実施することになっている。各課の検 収の中には、発注先が提示する機能評価の確認に依存しており、 各課がテストシナリオを主体的に検討しているとはいえず、ユーザ 受入れ(検収)テストといえるほどの水準には達していないものもあ る。 情報システム調達ガイドラインには一定求められているが、とくに 重要なシステム投資については、検収の精度をより向上させるため に、情報政策課もユーザ受入れ(検収)テストに関与することが望 ましい。	した。 (平成30年7月公表時の方針) 検収精度の向上に向け、必要に応じ、ユーザ受入れテストにお しいて情報政策組が関与していく	措置済み
29意見48	P49	意見		【情報システムの調達・保守について】 システム仕様書や設計書の保存について 情報システムが運用中にも関わらず、一部のシステムにおいて、 当該情報システムの仕様書や設計書などが廃棄されている。シス テム改修・更新・運用保守時の利便性を考慮し、システム構築時の 仕様書等は残しておくことが望ましい。		措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見솋	P49	意見	情報政策課	バックアップは非常に重要である。例えば、万が一ウイルス感染等	データの副本化や保管場所の分散を行うなど、より重要な管理を 行うよう徹底した。 (平成30年7月公表時の方針) 情報セキュリティポリシーに基づき、特に重要性の高い情報につ	措置済み
29意見⑪	P50	意見	情報政策課	は、一連のPDCAサイクルにおけるC(チェック)、A(改善)の弱さがその一因であると推察される。 情報セキュリティに関するPDCAサイクルを回すための組織的対策として、情報セキュリティ基本方針に点検・監査に関する規定がある。例えば、情報政策課は情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的に情報セキュリティ監査を実施	(平成30年7月公表時の方針) 今後も引き続き、毎年度、各所属の情報セキュリティ実務担当者に対する情報セキュリティ研修を行うとともに、所属内点検を実施する。また、所属内点検の結果を踏まえ、情報セキュリティ監査を毎年度実施する。	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見51	P51	意見	情和政政策革課課課	仕組み 県は情報セキュリティ基本方針の序文において、「不正アクセス、コンピュータウィルスなどの外部からの脅威も日々増大かつ高度化しており、また内部職員又は業務受託業者による機密情報又は県民の個人情報の漏洩・悪用の可能性も皆無とはいえずセキュリティ管理の重要性が高まっています。」と述べ、情報システム調達ガイドラインではその策定の目的として、「今後もITを活用することで行政サービスの高度化や業務の効率化・迅速化を図る必要がある一方、一旦システム化すれば継続的	また、ICTの行政施策への有効活用を図るために必要な施策の推進に関し、情報政策課、行政改革課、財政課等の関連部局が共同して全庁横断的に審議する業務・システム最適化推進委員会を年1回以上定期的に開催することとした。 さらに、情報セキュリティ対策については、各所属の情報セキュリティ実務担当者に対する情報セキュリティ研修や所属内点検の実施に加え、所属内点検の結果を踏まえた情報セキュリティ監査を毎年度実施することとした。 (平成30年7月公表時の方針) 情報システム調達ガイドラインの実現性の担保については、情報政策課、財政課及び行政改革課が、業務効率化及び行政サービス向上等の観点から審査・提案する仕組みを構築する。また、情報セキュリティ対策については、今後も引き続き、毎年度、各所属の情報セキュリティ実務担当者に対する情報セキュリティ研修を行うとともに、所属内点検を実施する。また、所属内点検の結果を踏まえ、情報セキュリティ監査を毎年度実施する。	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見52	P52	意見		の見積書を入手することが定められており、その規定を遵守することで競争に関する透明性の確保は図られている。当該見積書に基づいて予定価格等が算定され、調達が行われる。 しかしながら、予定価格等算定の重要な根拠となっている見積書については、 ・ 導入・保守コストの内訳項目がない(あるいは粗い)	(平成30年7月公表時の方針) 情報システムの導入及び保守に当たっては、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書の入手や実績工数の報告を求める仕組みを構築する。	措置済み

番号	報告書 ページ	区分	担当課室	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
29意見53	P52	意	情報政策課	キュリティ対策の抜本的強化について」で示されている高度なセキュリティ対策に沿って、内外からの不正侵入に対しては庁内ネットワークはじめ様々な技術的対策を施している。一方で、個別システムの運用・管理については、情報セキュリティポリシーおよび関係規程等に基づき、各システムの所管部署でセキュリティ管理が行われている。 県職員には、地方公務員法により守秘義務が課せられていることは前提となるが、前述3.3で示した以下の項目に関連する問題点があった。 ・物理的アクセス	(平成30年7月公表時の方針) 各所管レベルのセキュリティ管理の強化に向け、今後も引き続き、毎年度、各所属の情報セキュリティ実務担当者に対する情報セキュリティ研修を行うとともに、所属内点検を実施する。また、所属内点検の結果を踏まえ、情報セキュリティ監査を毎年度実施する。	措置済み
29意見54	P53	意見	情報政策課 行政改革課 財政課	分も多いが、行政経営の中でICTが果たす役割は今後さらに大きくなると思われる。 県の長期総合計画(2017~2026年度)のなかで、情報通信技術の発達の恩恵を享受できる環境を整えるため情報通信基盤の整備を進めていく方向性と具体的施策が示されている。併せて行政	(平成30年7月公表時の方針)	措置済み